

平成28年第12回  
昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成28年12月15日

午後2時30分～午後3時43分

場所：昭島市役所 301会議室

昭島市教育委員会

○教育長（小林一己） それでは定刻になりましたので、ただいまから第12回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりでございます。

なお、本日、雑賀指導主事から欠席の届出が出ておりますのでよろしくお願いいたします。

前回の会議録の署名につきましては、既に調整を終わり、署名も得ておりますのでご了承ください。

次に、委員会規則第19条の規定に基づく本日の会議録署名委員であります、2番の紅林委員と3番の石川委員でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、日程4、教育長の報告でございます。

本日の私からの報告につきましては、学校教育に関する新たな法律が国会で可決、成立をいたしましたので、その内容等をお話しさせていただきます。

冒頭にお断りをおきますが、今回成立をいたしました法律につきまして、文部科学省からの現在情報は、成立間近のため入手することはできませんでした。これからお話しする内容につきましては報道機関の資料を参考にしておりますので、あらかじめ御了承いただきたいと存じます。

なお、今後、文部科学省からこの法律の詳細が示されましたら改めてお話をしたいと思っております。

それでは簡単にご説明いたします。今回の法律でございますけれども、多様な学習機会を保障し、子どもたちの学ぶ権利を守る一歩にしたいという願いから超党派による議員連盟により「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案」これはいわゆる「教育機会確保法案」、とっておりますけれども、これを議員立法として提出をしたところでございます。通常、法律の提案については内閣府が提案する内閣立法、そして議員が一定以上の人数が集まった場合に提案できる議員立法、この2つがあり、今回は議員立法として提出をされており、この法案が12月7日に参議院本会議で可決、成立をしたところでございます。

法律の概要ですけれども、不登校児童生徒に対する教育の機会の確保及びさまざまな理由で義務教育を終了できなかった人たちが通う夜間中学、これは公立の中学校の夜間学級になります、などへの就学の機会の確保、提供、支援を推進するという規定となっております。第1章から第5章まで全20条の構成になっております。それでは章ごとに簡単にご説明させていただきます。

第1章、こちらは総則になっております。この法律の目的、用語の定義や基本理念などが定められ、このうち基本理念といたしましては、すべての子どもが安心して教育を受けられる学校環境の確保や不登校の子どもたちのさまざまな学習の実情を踏まえた支援の必要性などを明記してあります。

第2章、こちら基本指針となりますけれども、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するため、文部科学大臣は基本的な指針を定めることと明記してあります。

続きまして、第3章ですが、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等では、国や地方公共団体は、特別な教育課程に基づく教育を行う公立の教育施設の整備などに向け、必要な措置を講ずるよう努めることや無理な通学はかえって状況を

悪化させる懸念があるため、休養の必要性を踏まえ、必要な情報提供や助言、その他の支援を行うために措置を講ずることなどが規定されております。

続きまして、第4章になりますけれども、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学機会の提供では、夜間中学への就学機会の提供などが定められているところでございます。

第5章、教育機会の確保等に関するその他の施策では、教育機会の確保等に携わる者の養成や研修に努めることなどが規定をされております。

これが全20条の内容となっております。また、附則といたしまして、政府は速やかに経済的支援の在り方を検討し措置を講ずるとあります。そして、この法律の施行後3年以内に検討をしたうえで見直しを図る。このような法律、附則も含めまして、内容となっております。

今後、文部科学省におきましては、基本指針の策定や具体策を検討することになると思いますが、子どもにきめ細かく対応するための教職員数の充実や支援策などが実現できるかどうか課題になると、報道機関等では言われているところでございます。

今回成立いたしました法律の施行日が交付の日から2カ月を経過した日からと定められていますので、具体的には予算等の対応は平成29年度の対応になると思っておりますけれども、現在、文部科学省の情報提供が行われていない中で報道機関からの情報のみによるものですが、必要な財源が確保されているのかという私自身の感想を持ったところでございます。

私といたしましても今後の文部科学省の情報に注視をしていくとともに、冒頭申し上げましたように詳細がわかりましたらまた委員の皆様にお話をしたいと思っております。

また、今回の教育委員会の名義使用承認はございませんでした。

私のほうからは以上でございまして。

ただいまの報告について、質疑並びに意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは以上で日程4を終わります。

続きまして、日程5、議事に移ります。本日議案はありませんので協議事項から始めます。

協議事項1「平成28年度昭島市立学校卒業証書授与式及び平成29年度昭島市立学校入学式におけるお祝いの言葉について」説明を求めます。

○指導主事(美越英宣) それでは、協議事項1「平成28年度昭島市立学校卒業証書授与式及び平成29年度昭島市立学校入学式におけるお祝いの言葉について」提案いたします。

卒業式、入学式ともに、当日「お祝いの言葉」としてお話させていただきます。

卒業式につきましては、「成長」、「感謝」、「協力」の内容で、また、入学式につきましては、小学校は「生活習慣」、「安全指導」、中学校は「挑戦」、「感謝」の内容で構成されております。

今年度につきましては昨年度の内容と大きな変更はございません。文言につきまして一部改訂を行いました。

ご協議のほどよろしくお願いいたします。

- 教育長（小林一己） 協議事項1についての説明が終わりました。本件に対する質疑、意見、要望等をお願いいたします。
- 委員（氏井初枝） 今、文言が変わったところがあるというお話でしたけれども、具体的にどこが変わったのか教えていただけますでしょうか。
- 指導主事（美越英宣） 小学校の卒業式の形式段落4つ目、3行目の「たくさんの出来事」という「たくさんの」という言葉を入れさせていただいております。そこが文言のところで変更したところです。それ以外変更はしてございません。よろしくをお願いいたします。
- 教育長（小林一己） ほかにはいかがでしょうか。
- 委員（紅林由紀子） ここ何年か、こういう形になっていて、私は大事な要素はしっかり抑えられていて、長すぎず完結にまとめられていて、式典の場にふさわしいと思っておりまして、これでいいのではないかなと思いますけれども、毎年同じものであるということは、ちょっと私自身は慣れてしまっていていいのではないかなという感じになってしまうので、むしろ新しく委員になられた先生方にご感想を伺えればなと感じております。
- 教育長（小林一己） 氏井委員。
- 委員（氏井初枝） 小学校の入学式のお祝いの言葉のところですけども、こちらでもよろしいですか。上の大きなくりの中の下から3行目のところです。「学校では、先生のお話をよく聞いて、しっかりと勉強してください。」というところがちょっと引っかかった、ちょっと気になったのです。これはすごく大事なことで基本的なことではありますけれども、先生のお話をよく聞くということだけでいいのかなと。私は今、学び合いとかアクティブラーニングとかいろいろ言われている中で、先生のお話を聞くだけではなくて、お友達の話も聞くとか、先生のお話やお友達の話も、なんていうのを入れると、学校教育で今大事にしているということがちょっと組み込まれるかな、ということを感じました。
- 指導主事（美越英宣） 今、氏井委員のご指摘をいただきまして、「先生や友達のお話をよく聞いて」と変更させていただいてもよろしいでしょうか。
- 委員（氏井初枝） でも、それは私一人の意見ですので、そこを変えたほうがいいかなと私は思ったのですけれども、ご協議いただければと思います。
- 委員（紅林由紀子） 私も今、氏井委員がおっしゃったような方向で変えていただいたほうがいいかなと思いました。やはり学び合いというか、聞くだけではなくて本当は元気な発言とか、そぐわないかなと思ったので、それはこの場で言っても、

1年生に入ったばかりで元気に発言は、ちょっと違和感があるかなと思ったのですけれども、やはりお友達の話もよく聞くという意味で、みんなという方向で変えていただくのはとてもいいと思います。

○委員（白川宗昭） 私は、「お友達」もそうですけれど、「しっかりと」というところにひっかかるのですが。楽しく勉強してくださいとか、そういう意味合いでもいいのではないですか、ここは。小学生ですし、「しっかりと勉強」というのはちょっと。小学校に入ったばかりの子どもたちですから、学校はもっと楽しいのだよという意味もあるでしょうし、そんなふうにいかがでしょうか。

ほかはございません。今のところはないです。

○委員（石川隆俊） 毎年読ませていただいて、確かにこれを全部守ったら素晴らしい生活ができるだろうといつも思うのですが、どのくらい子どもが聞いているかということもありますね。

あとこれは、多くのここにいらっしゃる方が実際に、一斉に出て行くわけですから、やはり統一したものを出すというのは当然だと思いますけれども、多少のアドリブだってあっても悪くはないと思いますけれどね。委員によってどうしても、あるいはそれぞれのお役によって、ちょっと言ってみたいことがあったらいいのではないかと私は思いますけれどね。別に本分から離れなければ。

○教育長（小林一己） 今、ご指摘事項といたしまして小学校の入学式の部分でご指摘をいただきました。

これは事務局、あれですか、今、ここでこうしますという形を決めるというよりまた一定の時間をもらってという形のほうがいいですか。

○指導主事（美越英宣） ここで今のご協議を踏まえたうえで、この文言の改訂を少しさせていただいてもよろしいでしょうか。今この場で。

○教育長（小林一己） はい。

○指導主事（美越英宣） 「学校では、先生やみんなのお話をよく聞いて、楽しく勉強してください。」これでいかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○教育長（小林一己） 今、事務局のほうから委員さん方の意見を踏まえました訂正の文が出ました。今、読み上げていただいたわけですがそれでもいかがでしょうか、この内容で。

よろしいですか。

それでは小学校の入学式のお祝いの言葉、今、朗読していた部分の変更をお願いいたします。

ほかに卒業式あるいは中学校の入学式の案文の中で指摘をいただけるような箇所はあるでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で協議事項を終わります。

続きまして、報告事項に移ります。報告事項1「平成28年第4回昭島市議会定例会代表質問及び一般質問〈教育委員会関係〉について」報告を求めます。

○学校教育部長（丹羽 孝） 「平成28年第4回昭島市議会定例会代表質問及び一般質問〈教育委員会関係〉について」ご報告いたします。

第4回市議会定例会は11月30日から開催され、明日16日に終了する予定でございます。本定例会では、臼井市長が就任されたことから、各会派からの代表質問、そして、通常の一般質問が行われ、代表質問の中で教育に関する質問があり、市長からご答弁をしております。

報告資料の1ページから市長の所信表明を載せてございます。所信表明の中で教育委員会関係は、主に5ページの上段から2行目のところですが、第三の柱、教育・子育て支援について触れられております。

それに関連する代表質問が各会派からあり、目指す子ども像や(仮称)教育福祉総合センターの整備などについて、12ページから17ページにかけて答弁内容が記載されております。

次に、学校教育への一般質問ですが、18ページからでございます。18ページのみらいネットワークのおおたけ貴恵議員より、インクルーシブ教育を実現してほしいとの立場よりご質問をいただきました。特別支援教育モデル校である拝島第一小学校における現状や課題を説明し、30年度に小学校全校で実施できるよう進めていること、また、それとともにユニバーサルデザインの指導方法、環境整備に努めているとご答弁いたしました。

次に、20ページ、自由民主党昭島市議団の高橋誠議員からは、通学路の安全確保についてご質問をいただきました。平成24年に実施した緊急合同点検後も学校からの要望等にできる限り対応していること、また、統合があった2校については、通学路の変更がありましたので、今後検討をしていくとご答弁いたしました。

次に、21ページの公明党昭島市議団の吉野智之議員より、学校給食への地場農産物の活用ということでご質問があり、本市の学校給食における使用状況並びに生産者と連携し、協力を得ながら推進していくことをご答弁いたしました。

次に、22ページ、日本共産党昭島市議団の熊崎真智子議員より、教育委員会関係につきまして6点のご質問をいただきました。市長の所信表明の中にある総合教育会議の目指すところについては、市長と教育委員会の両者の相互理解を深め、方向性を共有し、教育施策を推進すること、また、市長が考える子ども像については、アクティブラーニングを用いた授業改善などを行い、自ら学び、自ら行動するとともに、感謝の心を持てる子どもの育成を目指してまいりたいと市長からご答弁いただきました。そのほか、教職員の労働安全衛生では、教員の仕事の特性により勤務時間を超える労働時間が多くなっていること、そして、教員の健康管理については、管理職が特に注意を払っているとお答えし、中学校の部活動については、生徒及び顧問教員にも負担がかからないよう来年度文部科学省が策定予定をしている部活動ガイドラインを注視していくとご答弁いたしました。

次に、25ページのみらいネットワークの内山真吾議員からは、不登校を生まない体制づくりについてご質問があり、小学校では家庭環境の問題から不登校にな

る児童が多いこと、中学校では人間関係の問題から不登校になる生徒が多いこと、また、それに対する対応についてご答弁をいたしました。

次に、27 ページの公明党昭島市議団、大島ひろし議員からは、教育についてということで、学力向上、いじめ対策、不登校対策についてご質問があり、それぞれの現状の取り組みについてご説明し、学校給食については、和食の推進と残菜の減量についての取り組みをご答弁いたしました。

最後に、30 ページの自由民主党昭島市議団、山本一彦議員からは、通学路の安全対策と地域の防犯対策についてご質問があり、通学路におけるハード面、ソフト面の対応について、また、防犯対策では街路及び通学路の防犯カメラの現状についてご答弁いたしました。

なお、生涯学習部の一般質問につきましては、山口部長よりご説明します。私からは以上です。

○生涯学習部長（山口朝子） それでは、生涯学習部は1名の議員の方からご質問をいただきました。29 ページをご覧ください。

公明党昭島市議団の大島ひろし議員から、マイナンバーカードについて、図書貸出カード等への利用についてのご質問をいただきました。

今後、国において個人番号カードを多目的に利用し、住民サービスの向上と地域の活性化を図る方向性が示されていることを踏まえ、来年夏より図書貸出カードとしてマイナンバーカードを使用する実証事業が始まること、その後の検証を踏まえた動向を十分に注意し、平成31年度開館予定の新図書館への図書館システム更新業務に絡めて研究、検討していくということでご答弁申しあげました。

以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項1についての説明が終わりました。本件に対する質問、意見等をお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） それでは、ご答弁いただいた内容について少し質問させていただきたいのですが、まず、19 ページのおおたけ議員の一般質問に対してご答弁いただいた部分ですけれども、このユニバーサルデザインの指導法を今、研究させていただいて、それをリーフレットにまとめて市内の教員に普及開発していくというそれは、大変素晴らしいというか楽しみだなと感じます。実際に今、この特別支援教育についていろいろな場で先生方への教育を充実させていただいていると思うのですが、一般の教員の方、さらには講師の方々がいらっしゃいますよね、例えば産休に入られた先生に代わって臨時に入られるとか、ちょっと体調を崩された先生がいて、そこかわりに入られる先生方とか、そういう先生方が学校には必ず数名はいらっしゃると思うのですが、そういった先生方への、こういった特別支援教育への教育という部分はどんなふうに今、されているのか、今後していく予定があるのか、お考えになっているのかという部分をお聞かせいただきたいと思うのですけれども。

○統括指導主事（長崎将幸） ユニバーサルデザインの考え方に基づいた指導法というと

ここで、先ほど委員からもお話しいただいたように拝島第一小学校を中心に研究を進めていただいて、それを市内の先生方に広めていくということをしています。今年7月に、私が校長先生方の会のところに行きまして、校内研修で使用できるユニバーサルデザインの考え方をまとめたパワーポイントを示しながらこのような形で進めてくださいというお話をさせていただきました。そのデータを活用しながら、各校で、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた指導法や教育環境の整備について校内研修をしていただいているところです。

また、来年度予定しております研修会は、今、小学校で特別支援教室を中心に進めている先生方が、実際に各校の先生方を前に実技指導も含めながら研修会を進めるような計画を立てておりますので、そこに産休代替の先生であったり、時間講師の先生方も参加していただきながら、この考え方を共有して昭島市全体の特別支援教育の推進を図っていきたくと考えております。

○委員（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。ということは、その校内研修、学校での研修という場には、そういう先生方は必ず入っていただけるような体制になっているのでしょうか。それとも、それは学校での判断という感じなのでしょうか。

○統括指導主事（長崎将幸） 先ほど委員から質問がありました、産休育休代替教員につきましては、正規の教員と同じように勤務をしておりますので、その方は必ず入っています。時間講師の先生方につきましては、なかなかその研修会に合わないというときもありますので、そのときについては副校長から個別にお話をさせていただくという形を取っております。

○委員（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。このように質問させていただいたのは、やはり子どもたちにとってはみんな先生なので、正規の先生はそういうことはできるけれども、そうじゃない先生の時はそういうふうにはされないという、そういった、安心して同じように授業を受けられない状況は子どもにとっていい状態ではないのではないかなと思ひまして、なるべくそういった身分的にどうか違いはあると思うのですけれども、子どもにとってはみんなが先生という考え方でそういう研修をしていただきたいなと思ひましたので、このように質問させていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

もう1点は、23ページの、先生方の就業時間の100時間を超えた教員の数が小学校で9名、中学校は延べ33名ということで、これはやはり少し多いのかなと。ほかのデータを知りませんので、これが多いかどうかわかりませんが、やはり私も企業で働いていたときに、100時間を超えて残業するとかなり精神的に、肉体的にもかなり疲れた記憶がありましたので、年に何回かこういうこともありましたが、やはり状態として決していい状態とは言えないのではないかなと思ひますが、この100時間を超えてしまう先生方の主な内容というのはどういうことが中心なのでしょうか。

○指導課長（岡部君夫） 100時間を超えた教員、ここで示した人数がおります。中学校



の教員が多いのはやはり部活動ですね。そして、部活動は土曜日、日曜日、試合の引率、試合の引率については顧問の教員でないとできないというところがありますので、そういう点でも部活動というのは確かに大きいところだと思います。ただ、100 時間を超えた先生方、非常に熱心な先生方ばかりで、非常に生徒たちの指導というところでは情熱を持ってやっていただいている先生方であり、保護者の信頼も非常に高い先生方です。また、モチベーションも高く、だからといってこの時間がいいということではありませんので、その辺については、やはり校長をはじめ管理職に適切な業務、その辺の時間、健康のことも含めてしっかりと観察しながら指導を進めているところです。

それから小学校の教員は、やはり一番大きいのは授業の準備、教材研究というのが大きいと思います。非常に新しいことも入っておりますし、また、若手の教員はやはりその準備に多少時間はかかってしまうというところがありますので、やむを得ないわけではありませんが、それも身に付けていかないと子どもたちへのいい授業ということもありますので、この辺も管理をしっかりと、メリハリをつけた職務遂行というところで、やはり 100 時間を超える、100 時間に近いという教員はそういうところがあるかなと思います。

また、保護者対応、地域対応というのもありますので、今、保護者の方も働いている方が多いということもありますので、面談とか何かあったときにお知らせをするというの、かなり夜遅くになってしまうということも要因の中の、すべてではありませんけれども、そういう対応というの非常に増えているということもございます。いろいろなことが重なり合うということはあるかと思いますが、いずれもいい状況ではないと思いますので、今後、教育委員会として校長先生方にいろいろその辺の勤務時間、多忙化解消に向けた取り組みについては一緒に考えながら、いろいろ必要なものは指針をつくったりして、行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。本当にどれも大事なことであって仕方がない部分も多いのかなと感じますが、今、課長がおっしゃったように、観察していただいて様子を十分に管理職の方に見ていただいて、心身が病気になるからでは本当にもったいないことになってしまいますので、ぜひその点をよろしく願いいたします。

以上です。

○教育長（小林一己） ほかに何か。

白川委員。

○委員（白川宗昭） 教育福祉総合センターのことですけれども、ハードの部分というのは順調にいつているのではないかと思いますけれども、ソフト面といえますか、できた後、運営あるいはどういうコンセプトで全体を運営していくのかとか、その辺については赤沼委員のところで答えられている庁内検討委員会というのがあるのですか、そこでいろいろとやっているようでございますけれども、

なかなか我々にはそういう話は聞こえてこないといひましようか、という状況でございます。こういう機会ですから建設室長はじめ、社会教育課長、スポーツ振興課長、図書館長とかその辺からお話をいただければありがたいかなと。今、どんな状況なのかということをお願いしたいと思ひます。

○教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘） この施設にはご存じのとおりいろいろな機能が入ります。その中でどういった運営をしていくかということをお庁内検討委員会で検討しているところおです。具体的には運営方法、今検討しているのは運営方法というところで、大きなコストもおかかりますので、コストを抑えつつ、また、その中で地域の皆様に満足していただくような運営というところで、市の直営だけではなかなか難しいという部分もお含めまして、民間の活用ですとかそういったところもお含めた中で、そこに入る部署とどういった運営をしていくのか、そのあたりで今議論を重ねているところおでございます。

○生涯学習部長（山口朝子） 今、岡本室長が言ったとおりお庁内検討委員会では運営についていろいろ議論をしているところおですが、中身につきましても新しい図書館をどうするかということお言えば、昭島市の図書館の基本方針というものを今立てておありまして、その中で新しい図書館については昭島市の知の拠点として、さまざまなことに配慮しながら地域活性化のために役立てるような施設にしたいということおを打ち出しておあり、あとは郷土資料室も同じ校庭に建てる新築棟のほうに入りますけれども、郷土資料室のほうもおご存じのとおり大きなアキシマクジラのレプリカをシンボルとして飾りまして、今よりもっと郷土資料のことについては内外にいろいろ知らしめていき、大勢の方に親しんでいただきたいというようなコンセプトで進んでおあります。ほかの旧校舎に入るほうおが今、ここの庁舎の中で仕事をしておいます部分もおさまざまに入りますので、その部分は直営のところが多いかと思ひうのですが、室長がお話ししましたようにやはり民間の力に任せられるところ、市民サービスという面におおいても、そのあたりは考慮しながら進めていきたいと思ひっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員（白川宗昭） なかなか具体的にはお話をまだまだできない状況というか、これから段々時間が迫ってくるわけおでございますので、時々教育委員会のほうで中間報告といひましようか、そういう形でいいと思ひますが、お出しただくと我々も参考になって、いろいろと意見もお申しあげられたらいいかなと思ひます。今までそういうのが少し足らなかったかなと思ひましたので、ちょっと意見を申しあげた次第おです。これからぜひ機会がありましたらよろしくお願ひしたいと。それから建設室長さんが担当おですか。どこがやっているのかちょっとわかりませんけれども。

○生涯学習部長（山口朝子） センター建設室長は岡本おですし、全部をまとめて調整しているのはこの部署おですけども、さまざまな機能がありまして、私どもお言えば社会教育課と図書館が入りますし、あとはほかにも教育センターが入りますし、あとは福祉の児童福祉のほうおもありますので、ここの教育委員会以外の機能が入

るものですから、総合的なものは岡本室長からお答えいたします。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょう。

よろしいですか。それでは報告事項1をこれで終わります。

続きまして、報告事項2「成隣小学校学校用地の寄附について」報告を求めます。

○庶務課長（柳 雅司） 「成隣小学校学校用地の寄附について」報告いたします。

本件は、昭島市大神町四丁目144番3の土地、729.53㎡を、志茂光男氏より学校用地として平成28年11月22日に寄附を受けたものでございます。

裏面の詳細図をご覧ください。寄附される土地は太線で囲まれた部分で、成隣小学校の校庭南側部分から擁壁下のビオトープを含む部分です。なお、点線で囲まれた土地499.16㎡は、従前に寄附者より借用していたものでございます。

今後の活用予定でございますが、ビオトープはそのまま生かし、擁壁の下の部分は芝生化を検討しています。また、擁壁については改修工事を予定しております。以上です。

○教育長（小林一己） 報告事項2についての説明が終わりました。

本件に対する質問、意見等はございませんか。

○委員（紅林由紀子） 成隣小のビオトープ、何度か拝見したことがあります。結構木がうっそうとしていて、ビオトープとして活用するのにあれが最適な環境なのかどうかというのがちょっとよくわからないのですけれども、もしかするとちょっと暗すぎたりとか周りの水の入り方の具合とか、そういった面でもっと活用していくにはこういうふうにしたほうがいいみたいなことが専門家の方が見たらもしかしたらあるのではないかと感じていました。今回これで寄附していただいたことで、もしかするとそういう意味での手を入れる可能性も出てくるのかなと感じるのですが、そのあたりを、できてからかなり長いと思いますが、専門家の方に聞いてみたりとか、そういうことをされるご予定とかはありますか。

○庶務課長（柳 雅司） まず、専門家に聞くかというところですが、現在のところ専門家にアドバイスを受けようとは考えてございません。ただ、ビオトープは、沼地のようになっていて、周りを支える部分で随分朽ちてきている部分がありますので、そのあたりは改修したいと考えています。また、ビオトープの部分に土が増えてきまして、当初、平成15年につくった時の状態と比較しますと、土が増え、水面の面積が減ってきている部分もございますので、その土も工事の中に取りたいと考えており、ビオトープの部分についてももっといい状態にしたいと考えてございます。

○委員（紅林由紀子） はい、わかりました。そういう手を入れられるご予定があるのでしたら、ぜひそれを行うときに、ただきれいにしてしまうと多分よくないような気がするのです、そういう専門の方に見ていただくなりなんなりされたらどうかな

と感じます。

○庶務課長（柳 雅司） 専門家といわれる方はどういう方かというのを検討して調べまして、相談してまいりたいと思います。

○委員（紅林由紀子） よろしく願いいたします。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。  
よろしいですか。  
寄附をいただいたことについて何か教育委員会として対応は考えていますか。

○庶務課長（柳 雅司） 寄附をいただいた方には、市長から感謝状を1月17日に贈らせていただきます。また、教育委員会からも1月27日に感謝状を渡したいと考えております。

○教育長（小林一己） ということです。よろしく願いいたします。  
それでは以上で報告事項2を終わります。  
続きまして、報告事項3に移ります。報告事項3「平成28年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査(東京都)」の結果について」報告を求めます。

○指導主事（美越英宣） 報告事項3「平成28年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査(東京都)」の結果について」ご報告を申し上げます。

まず、調査の概要についてご説明いたします。

本調査は、平成28年7月7日に東京都の小学校第5学年の児童、中学校第2学年の生徒全員を対象に、小学校は国語・社会・算数・理科、中学校は国語・社会・数学・理科・英語の各教科で実施されました。夏季休業期間に各学校で採点を行い、11月下旬に結果が公表されました。

調査内容につきましては、「学習指導要領」に示されている教科の目標や内容の実現状況に関する調査と、「読み解く力」という東京都が定めた「必要な情報を正確に取り出す」、「取り出した情報を比較・関連付けて読み取る」、「読み取った内容を理解・解釈・推論して課題を解決する」という3つの段階で課題を解決する力に関する調査となっております。

なお、本調査により測定できる学力は特定の一部であり、学習指導要領に示された基礎的・基本的な知識や技能を身につけることはもとより、自ら学ぶ意欲や態度、思考力・判断力・表現力などの資質や能力までを含めた力を学力と捉えていますことを申し添えさせていただきます。

次に、「平成28年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査(東京都)」の結果について」ご説明申し上げます。

全体的には東京都の平均正答率を下回る結果となり、特に「国語」に関しては小学校も中学校も課題であることがわかりました。

具体的には、小学校は「相手や目的に応じて伝えたいことを適切に書くこと」と「第3学年までに学習した漢字を文脈に即して正しく書くこと」が課題であり、

中学校は、「2つのスピーチ文を読んで内容を理解するとともに、観点を明確にして比較できること」と「表現のねらいや工夫を、場面と結び付けて読み取ることができること」が課題であることが明らかになりました。

各小中学校におきましては、8月下旬に通知された東京都全体の約10%の抽出校の速報値をもとに学力調査の結果を分析し、2学期の授業から各校の実態に応じた授業改善を進めているところでございます。

事務局におきましても、効果的な研修を実施できるように取り組んでまいります。

以上で報告を終了いたします。

○教育長（小林一己） 報告事項3についての説明が終わりました。

本件に対する質問・意見等をお願いいたします。

○委員（氏井初枝） 2つお尋ねをいたします。1つ目は、今年度のことはわかったのですが経年比較をしたときにどういう状況なのかお聞きしたいと思います。

2つ目です。調査結果の概要の最後のほう「指導課訪問を実施し、効果的な取り組みが実施されているかを確認する。」とございますけれども、具体的にいつ頃、授業改善されているかどうかというところが中心になると思うのですが、今後の具体的なスケジュールを教えてくださいと思います。

以上です。

○指導主事（美越英宣） 今2点のご質問に対してお答えさせていただきます。

1つ目ですが、経年変化について東京都の平均が昨年度よりも上がっているというのが東京都平均の傾向です。しかし、本市の場合はその東京都の平均から少し広がって下がってしまっているということが去年からわかったところです。

2つ目ですけれども、指導課訪問で見させていただいているポイントは、指導課訪問ではすべての教員に対する授業の観察また視点に沿って観察をさせていただいています。例えば各校に応じても状況が違いまして、先ほど申しあげました国語に関していうと、本市で1番高い学校のポイントと1番低い学校のポイントが14.6ポイントあります。それだけ各校の実態の状況があるので、各校の実情に応じて各校の取り組みに対して授業を実施していただく、そのテーマに対して指導課が訪問させていただいて確認をさせていただいているというところです。

今年度は9校中7校、すでに終わりました、来年度は全校実施させていただいて全校の確認をさせていただく予定になっております。

以上です。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

○委員（紅林由紀子） 感想ですけれども、冒頭に指導主事から、これが能力の一部を測るものにとどまるということをご説明いただいて、ある意味私はそうだなと思います。ずっと全国とか都の学力調査を続けてきたので、子どもたちは、割とテストを受けるということに慣れてきてはいると思いますが、テストはやはり決めら

れた時間の中で決められたように書くという制約がある中での能力しか発揮できないので、そういう意味で、もっと時間があつたらゆっくり考えられる子もいるだろうし、とっさにど忘れしてできないという子もいるだろうし、そのお子さんの状況、状況によって本当にその子の力がそこで出ているか、普通に力を出せる状況にもっていかなければ本当のその力は測れないのではないかと感じる場所がありますので、これで本当に、これだからだめなのではないかと思ってしまうのはいけないと感じる場所があります。ただ、授業改善という点においてこの数値を基に、先生方がより授業をよくしていただくという意味では、意味がともあると思うのですが、ただ点を上げなければみたいな方向にならないようにちょっと気をつけていただければと感じています。やはりその子の学びが深くなっていく方向に授業をしていただきたいということで、家庭学習もそうですけれども、本当に間違えないようにさせるには繰り返し、繰り返し行う、宿題も計算、漢字というのを繰り返し、繰り返し、していくことで本当に間違えないようになっていくとは思いますが。それで子どもたちが勉強することは楽しいと思えるようになるかとか、これから求められていく学ぶ力、アクティブラーニングとか言われている方向の学力がそれについていくのかという点では、そこに力を入れていくことでちょっとストップしてしまう部分があるのかなと私は個人的にはちょっと感じているので、その辺のバランスをお考えいただければと感じています。すみません、ちょっとうまく言えなくて申し訳ないのですが、本当に授業をよりよい授業にさせていただくためにこれを活用していただきたいと感じている次第です。

○指導課長（岡部君夫） 委員がおっしゃるところ、本当にそのとおりだと思います。あくまで、ただこの問題というのは問題としては非常にいい問題であり、また、力を測っていくところでは出ている、そして、その結果を見て教員の授業改善につなげていくという事が第一です。もちろん授業改善というのは楽しくわかりやすい授業、また、子どもたちが主体的に学べる授業、そういうところにつなげていくということです。数値というのは急激に上がるというものではありません。やはり着実に進めていく必要があると思います。また、この結果をもって子どもたちを評価するというものではありませんので、委員がおっしゃっていたとおり長いスパンをもって子どもたちが学び、また、学びを深めていく、これがやはり授業の中で、そして、その成果については学校のいわゆる通知表というところでまた評価ができますし、また、通知表についている所見の部分で個人内評価、その子は全体からすると、とか、また、到達度にするとここまで行っていないけれどもとても頑張っているというところは、そういう言葉で保護者に伝え、また、本人に伝えて伸ばしていく、やはり教育の基本というのはそういうところでやっていく、また、今、入試制度が上のほうから徐々に変わっております。時間内で決められた分量の何か覚えたもので量っていくということではなくて、時間をかけてとかいろいろ入試制度がこれから変わっていくということも、また、授業を先生たちが改善していく一つになっていくのではないかと思います。

そういう意味では今これからの指導要領の中で教員にカリキュラムマネジメントというところで、指導課訪問も、実は訪問したときに指導するだけではなくて

先生たちの1週間の授業の計画をしっかりと書いていく、週ごとの指導計画があるのですが、それも指導主事のほうでチェックをしながらしっかりと、やはり計画の段階で立てられているかどうかということから始まって、PDCAサイクルではないですけども、そういうことをしっかりとできるようなカリキュラムマネジメントということなども含めて授業改善をして、子どもたちに楽しくアクティブラーニングもそうですし、英語も始まりますし、そういうところで楽しく学びながら子どもたちが学力をつけていく、そのために教育委員会と学校が連携しながらやっていきたいと思っておりますので、これは一つの結果ですが、すべてとは一切思っておりませんので、そういうところでまた施策や学校の取り組みに反映させたいと考えております。以上でございます。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございます。

○教育長（小林一己） ほかに。石川委員。

○委員（石川隆俊） 紅林委員が大変適切なことをおっしゃったと思います。確かに子どもを見るとちょっとがっかりするようなところもあるのですが、各学校の様子をよく見て、中には平均点を超すところもあれば、またそうでないところもあって、どういうところが違うかということをよく見ていただきまして、どうしてもやはり紅林委員が今おっしゃった、試験は練習ということもありますから、多少問題を事前に行うということもかなり点を上げるためには必要であると思います。いろいろなこともありますから、だから単にがっかりしないでよく事情を見て、各学校でどのくらいのどういうところが違うのかとか、得点が高いところとあるいはそうでないところと、先生が原因か、あるいは生徒自身の原因か、ちょっとそういうこともそれとなく調べて大いに激励してください。よろしく願いいたします。

○委員（紅林由紀子） 誤解のないように。私は決して練習したほうが良いと言ったわけではないのです。練習をすれば点は上がるのだけれども、その練習は子どもにとってあまり楽しくないことも多くて、それによって勉強して楽しくないみたいなふうになってしまうことを・・・。

○委員（石川隆俊） でも一部で行っている、ということを知ったことがあります。一部の学校ではそういう練習をしている、テストみたいなものを。それはあり得ることですよ。

○委員（紅林由紀子） 私もその話は聞きますが、それはあり得ると思いますし、実際に新聞でも事前に過去問を解かしているところがあり、それが問題になっているという記事を見たこともありますし、そういった意味で、それをやるがためにそういうことを一生懸命すると、それによって子どもが勉強させられている感が高まるということもよくないと感じています。それと、先ほど指導課長がおっしゃったように今後の大学入試とかそういうところでも、要はアクティブラーニングと

いった方向で、自分たちで何か問題解決をしていく、自分たちで話し合うといったそういった方向が重視されていくという、もちろんこれからの世の中にすごく大事な力だと思いますし、大事な教育であると思いますが、それを学校で行うのはすごく難しく大変なことだと思います。やはり子どもによって、まず言葉がうまく操れないと、やはり話し合いが成立しなかったりとか、うまく言えないけれどもちゃんとした考えを持っている子とか、そういった子をうまく拾い上げて、それはこういう事を言いたかったのだねと、うまく拾ってくれる指導者がいないと、その子はがっかりして自分はだめだなと思ったりすることもあると思うので、そういった教育は大事だけれども、それを行っていくのはすごくこれから難しいし大変な勉強が必要になってくるのではないかなとちょっと感じています。そういうことが必要になっていくための準備として、点に危機感を感じて上げようとしていく教育とうまく方向が、やり方が一緒になっていけばいいのですけれども、そっちに注力しているあまりに、そういったアクティブラーニングといったこれから求められている力の教育をしていくことに遅れてはいけないのではないかなという、そういった心配というか危機感を個人的に持っているといった感じなのです。

○指導課長（岡部君夫） 最初に石川委員からおっしゃっていただいた、いろいろそういう対策というか、この学力調査でうちの子たちが課題として明らかになったところについては、教育委員会で指導主事のほうで、そういう問題集ではありませんが、そういうものを学校にデータで渡して、ここは昭島市の子たちの全体的にちょっと課題になっているところですので、学校でそういうものも授業の中で取り入れながら活用してくださいということは行っております。必ずしも次の対策に向けてということだけではありませんが、やはり課題は少しでも克服してもらいたいということから行っております。

また、紅林委員からのいろいろなアクティブラーニング、これから必要になってくる力を身に付けていくというところでは、英語に関していろいろな、来年度もALTとか英語教育推進リーダーが市内に配置されておりますので、先生方を巡回をさせて、その中でコミュニケーション、英語を通してということもありますが、そういう中で身に付けていく、また、アクティブラーニングの研究校として学校を指定して、小中学校をそれぞれ指定して、そういう手法を昭島市として研究して、先生たちに啓発をしていくとか、また、優秀な先生、授業のうまい先生の授業をしっかりと見ていくということや、学力向上のプロジェクトチームをつくって、少しそういうところで授業の改善という部分に視点を当てて推進をして行こうと考えておりますので、今も先生方、いろいろな問題解決型授業とかそういうことはどんどん取り入れてやっているところです。より一層そういうところを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○教育長（小林一己） ほかに。

○指導主事（美越英宣） 申し訳ございません。調査結果の訂正をさせていただきます。



小学校の国語の部分、数値が違ってございました。小学校国語、昭島市が 72.6。学習指導要領の内容です。読み解く力が、59.2、昭島市です。教科全体が 70.6 です。東京都の学習指導要領の内容が 75.6。読み解く力が 63.9。教科全体が 73.8 でございます。

訂正させていただきます、よろしくお願いいたします。

○教育長（小林一己） 事務局のほうから以上のような形で訂正がありました。今後の資料については十分精査をしたうえで報告をお願いいたします。

訂正がありましたけれども、この件につきましてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは報告事項 3 を終わります。

続きまして、報告事項 4 「平成 28 年度 Let's 食育実践発表会の開催について」報告を求めます。

○学校給食課長（坂本忠司） それでは報告事項 4 「平成 28 年度 Let's 食育実践発表会の開催について」報告させていただきます。

毎年、全国学校給食週間に合わせ実施しております「Let's 食育実践発表会」を平成 29 年 1 月 27 日、金曜日に開催いたします。

時間は、午後 3 時から 5 時までとなっております、会場は市役所の市民ホールを予定しております。今回のテーマは、「次の世代に伝えたい和食のよさ～豆はくらしにいきている」でございます。

今回の内容でございますが、第一部では冷凍鍋焼きうどんのメーカー「キンレイ」が立ち上げた「キンレイ心染プロジェクト」による大学の落語研究部の学生の落語をとおし、日本の伝統文化と食文化について再認識していただき、第二部では小中学校で実践した「和食の日」の取り組みの報告や今年のテーマである豆の学習を実施したその内容や報告をし、最後に「和食」に関する今後の取り組みについてまとめていく予定となっております。

この開催の周知の方法でございますが、広報あきしま 1 月 1 日・15 日合併号やホームページ、給食だよりに掲載してまいります。また、各学校長及び食育リーダー宛てに通知を送付させていただくとともに、各学校、市施設等にポスターやチラシを配布し、周知してまいります。

報告については、以上となります。

○教育長（小林一己） 報告事項 4 についての説明が終わりました。本件に対する意見、ご質問をお願いいたします。

よろしいでしょうか。以上で報告事項 4 を終わります。続きまして、報告事項 5 「西川家旧別邸蔵の国登録有形文化財(建築物)の登録について」報告を求めます。

○社会教育課長（伊藤雅彦） 西川家旧別邸蔵の国登録有形文化財(建築物)の登録についてご報告させていただきます。

今年 7 月の定例会でご報告させていただいた西川家旧別邸蔵が、先月 11 月 29 日に官報で告示され、正式に国登録有形文化財(建築物)に登録をされました。

すでに昨日ですが、東京都庁に私が出向き文化庁から届いた登録証と登録プレートを受領してまいりました。

この登録証などは、今週末、文化財保護審議会が蔵の視察見学を行う際に、文化財保護審議会の会長から西川知恵子氏本人に手渡す運びになっております。

次に登録内容の概要ですが、1番に記載のとおりでございます。このうち(6)につきましては、昨日東京都から呼び出しがありまして受け取りに行った関係で訂正が間に合っておりません。実際に受け取ったのが12月14日で、西川氏に手渡すのは12月17日の予定でございます。訂正させていただきます。

2番目の市民への周知でございますが、ホームページ及び案内紙はすでに今月6日に掲載、配布しております。また、広報への掲載は誌面の都合上、来年の2月1日号となります。

3番の見学につきましては、すでに見学は可能となっております。日中ご覧になる分には、敷地内の蔵の正面まで入っていただくことが可能となっております。また、教育委員会や文化財保護審議会など、学術的、政策的に見学の必要のある方々には、内部もご覧いただきたいとのことでございますので、ご要望があれば事前に西川氏との調整を事務局がさせていただきたいと考えております。

以上、ご報告申し上げます。

○教育長（小林一己） 報告事項5についての説明が終わりました。質問、意見等をお願いいたします。

よろしいでしょうか。以上で報告事項5を終わります。

続きまして、報告事項6に移ります。「総合スポーツセンターの施設の一部利用休止について」説明を求めます。

○スポーツ振興課長（武藤 茂） 報告事項6「総合スポーツセンターの施設の一部利用休止について」ご報告申し上げます。

建築基準法施行令の一部改正により天井高6m以上で200㎡以上の吊り天井は、天井脱落対策の強化を図る必要がございます。総合スポーツセンターのA棟ロビーの吊り天井は、高さ7m、331㎡あることから、吊り天井の改修工事を実施し、利用者の安全な施設環境整備を図ります。この改修工事により、施設の一部が利用できなくなりますので休止させていただきます。

利用休止期間は、平成29年6月から約5か月間を予定しております。利用休止の施設は、A棟の第1体育室、研修室、クラブ室になります。周知方法につきましては、公共施設予約システムによる予約開始が、利用月の3か月前の初日になることから、1月1日・15日合併号の広報あきしまや市ホームページに早めに掲載するとともに、公共施設予約システムへの掲載、スポーツセンター内でのお知らせ文の掲示、利用休止施設の利用団体への通知などにより周知してまいります。

その他といたしまして、利用休止期間等に変更が生じた時には、上記の周知方法により再度周知を徹底してまいります。

工事期間中は、利用休止の施設以外は通常どおり使用できますが、各施設への出入り口が変更になりますので、案内板等を設置し、市民及び利用者への周知を図ります。

なお、総合受付は、スポーツ振興課事務室内に移設をする予定でございます。  
以上、簡略な説明でございますがご報告申し上げます。

○教育長（小林一己） 報告事項6についての説明が終わりました。本件に対する質問、意見等をお願いいたします。

よろしいでしょうか。以上で報告事項1から6の説明が終わりました。報告事項7と8につきましては資料配付のみとしておりますが、ご質問、意見等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。続きまして、その他の事項について事務局から何かございませんか。

次に、次回の教育委員会日程についてお願いいたします。

○庶務課長（柳 雅司） 次回の教育委員会定例会の日程でございますが、平成29年1月19日、木曜日、午後1時30分から場所は保健福祉センター、あいぼっくで行います。

なお、この日ですが、定例会終了後、東小学校に場所を変更して昭島市立小中学校長との教育懇談会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○教育長（小林一己） よろしいでしょうか。1月19日、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしましたので、第12回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上

平成 年 月 日

署名委員

2 番 委 員

3 番 委 員

調整担当